

セルフメディケーション税制

平成29年1月1日から医療費控除の特例として、対象医薬品(今回は申込書の品名前の★印表示品です)の年間購入額が12,000円を超える、かつ超える金額が88,000円までについて確定申告により所得から控除される制度が始まっております。
(詳しくは厚生労働省または国税庁HPでご確認ください。)
「確定申告の際、申込書および払込受領証(コンビニエンスストア用)または、振替振込請求書兼受領証(郵便振替用)が必要です。大切に保管してください。」

- お申込みの際、ご記入もれがないかご確認ください。お客様でのご都合による返品・交換につきましては、送料等はお客様ご負担となります。
- 商品開封後の返品は一切お受けできませんので、ご了承ください。
- 予告無く容量・パッケージ等の変更がありますので、ご了承ください。
- 万一商品の品切れの際は、ご了承ください。
- 幹旋価格には消費税が含まれております。
- 品目一覧の表示は商品が「特納品」であることを示しています。

「特納品」とは健康保険組合・共済組合・各種団体等で、疾病予防対策の一環として、各組合員などに特別に限定販売されている医薬品で市販はされておりません。

副作用被害救済制度

病院・診療所で投薬された医薬品、薬局などで購入した医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用が発生し、入院が必要な程度の疾病や障害などの健康被害を受けた方に、救済給付を行う公的な制度です。

＜救済制度相談窓口＞ 電 話 0120-149-931(フリーダイヤル) Eメール kyufu@pmda.go.jp
受付時間 [月～金] 9時～17時30分(祝日・年末年始除く)

個人情報の取り扱いについて

お申込みの際にご記入いただきましたお届け先住所等の個人情報につきましては、プライバシーポリシーに基づき厳重に管理し、商品配送以外の目的に使用することはございません。



店舗販売業の許可内容

店舗の管理及び運営に関する事項

- 許可の区分 店舗販売業
- 許可記載事項
名称:株式会社アーテム
許可番号:第21V00004号
所在地:大阪府生野区箕面5丁目5番13号
有効期間:令和3年5月1日～令和9年4月30日
- 所管自治体:大阪市
- 管理者名:鐘ヶ江官子
- 勤務する薬剤師及び登録販売者の氏名及び担当業務
薬剤師:鐘ヶ江官子(管理・監督)
登録販売者:上向孝、西河裕美子、石川真弓、日笠山哲、今井朋(店舗販売業務全般)
- 取り扱う医薬品の区分
第1類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品
- 勤務者の区分
名札により区別及び薬剤師は白色の白衣、登録販売者は青色の白衣を着用
- 営業時間:9:00～17:30(土・日・祝日及び年末年始を除く)、購入の申し込みに限り時間外受付あり、営業時間外で相談できる時間はありません
- 相談及び緊急時の連絡先:06-6795-7255、相談専用0120-732-221

要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項

- 要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品の定義並びに解説
*要指導医薬品:副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの:スイッチ直後品目、劇薬、毒薬等が該当します。
- 第1類医薬品:その副作用等により日常生活に支障をきたす程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうちその使用に特に注意が必要なもの(特にリスクが高い医薬品)
- 第2類医薬品:その副作用等により日常生活に支障をきたす程度の健康被害が生ずるおそれがあるもの(比較的リスクが高い医薬品)
- 指定第2類医薬品は、第2類医薬品のうち特に注意を要するもの
- 第3類医薬品:日常生活に支障を来す程度ではないが、身体の変調・不調が起こるおそれがあ

- る成分を含むもの
- 医薬品のリスク区分の表示に関する解説

要指導医薬品 [第1類医薬品] [第2類医薬品] [第3類医薬品]、指定第2類医薬品は
[第2類医薬品] または [第2類医薬品] とパッケージ及び添付文書に表示

- 医薬品のリスク区分の情報提供及び指導に関する解説
*要指導医薬品は薬剤師が対面により書面による情報提供並びに薬学的観見による指導を行う
*第1類医薬品は薬剤師が書面(又は電磁的記録の表示)をもって行う
*第2類医薬品は必要に応じて薬剤師または登録販売者が書面(又は電磁的記録の表示)をもって行う
*第3類医薬品は必要に応じて薬剤師または登録販売者が書面(又は電磁的記録の表示)をもって行う
- 要指導医薬品、第1類医薬品の陳列等に関する解説
情報提供カウンター背面の鍵のかかる陳列設備に陳列
- 指定第2類医薬品の陳列等に関する解説
情報提供カウンター下部の鍵のかかる陳列設備に陳列
- 指定第2類医薬品を購入又は譲り受けようとする場合はその禁忌を確認すること及び使用について薬剤師又は登録販売者に相談することをお勧めします
- 一般用医薬品の陳列に関する解説

- 第2類医薬品、第3類医薬品はリスク区分ごとに陳列
- 医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解説
医薬品(病院、診療所で投薬されたもののほかに薬局で購入したものも含まれます。)を適正に使用したにもかかわらず、副作用によって一定レベル以上の健康被害が生じた場合に、医療費などの給付が行われる制度です
相談窓口:独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 0120-149-931
- 個人情報の適正な取り扱いを確保するための措置
ご提供いただいた個人情報は、個人情報保護法で定められた管理方法に則り、法令順守及び安全な取扱いを行います
- その他 必要な事項
許可権者:大阪市薬務指導グループ 06-6208-9986

特定販売に関する事項

- 店舗の主要な外観の写真
A photograph showing the exterior of a building with a glass door and windows.
- 一般用医薬品の陳列の状況を示す写真
A photograph of a glass display cabinet filled with various over-the-counter medications.
- 現在勤務している薬剤師又は登録販売者の別及びその氏名
薬剤師:鐘ヶ江官子
登録販売者:上向孝、西河裕美子、石川真弓、日笠山哲、今井朋
- 開店時間及び特定販売を行う時間は同じです
- 特定販売を行う一般用医薬品の使用期限
使用期限が6ヶ月以上の医薬品を販売いたします